

## ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画

〔令和4年4月28日  
閣議決定〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、ウクライナ被災民救援のため実施される人道的な国際救援活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別冊のとおり、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画を定める。

（別冊）

### 1 基本方針

ウクライナ国（以下「ウクライナ」という。）については、ロシアが、2022年2月24日、ウクライナにおける「非軍事化」「非ナチ化」を追求するとして、「特別軍事作戦」の開始を発表し、ウクライナへの侵略を開始した。ロシア軍はウクライナ北部、東部、南部に進軍し、各地で激しい武力衝突が発生した。ロシア軍は一般市民も標的にしており、多数の死傷者が生じている。4月上旬には、ロシア軍が撤退したキーウ州の各都市において虐殺された多数の市民の死体が発見された。また、マリウポリ市を始めとするウクライナ東部等では、ロシア軍による無差別攻撃により一般市民の犠牲者が発生しているほか、人道回廊を通じた避難もロシア軍により妨害されている。ロシア軍はウクライナ北部からは撤退したが東部及び南部において攻勢を強める動きがあり、停戦のめどは立っておらず、一般市民の犠牲や避難も継続している。

国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）によれ

ば、軍事侵攻の結果ウクライナから周辺諸国へ避難したウクライナ国民は、本年4月19日現在、500万人を超えており、ポーランドに約283万人、ルーマニアに約76万人、ハンガリーに約47万人、モルドバに約43万人及びスロバキアに約34万人が流入したとされている。

このような状況に対処するため、UNHCRは、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、モルドバ及びスロバキアにおいて、ウクライナ被災民に対する救援活動を行っている。

UNHCRは、上記のウクライナ被災民に対する救援に資するために、人道救援物資をアラブ首長国連邦（ドバイ）の倉庫からポーランド及びルーマニアに輸送するなどの人道的な国際救援活動を行っているところ、今般、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの備蓄物資の輸送について要請がなされた。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための活動に対し、国際協調の下で積極的な貢献を行うため、この輸送の要請に応分の協力を行うこととする。このため、ウクライナ被災民救援国際平和協力隊を設置し、我が国のウクライナ被災民救援活動として輸送を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第3号に規定するUNHCRの人道的な国際救援活動が行われる地域の属する国（以下「受入国」という。）の当該活動への同意及び同法第6条第1項第3号に規定する受入国の、我が国の国際平和協力業務への同意についてはいずれも得られている。

## 2 ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

### (1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア イに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第5号ツに掲げる業務のうち、輸送に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

### (2) 派遣先国

ア 受入国

アラブ首長国連邦、ポーランド共和国及びルーマニアとする。

イ 受入国以外の国

エジプト・アラブ共和国、オマーン国、カンボジア王国、サウジアラビア王国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トルコ共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア及びモルディブ共和国において、(1)イに掲げる業務のうち附帯する業務として補給及び輸送を行うことができる。

### (3) 国際平和協力業務を行うべき期間

令和4年4月29日から同年7月15日までの間

### (4) ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有

する者 5名（ただし、人員の交替を行う場合は10名）

（イ）（１）イに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第14条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

（５）イ（ア）に掲げる部隊に所属する自衛隊員

#### イ 装備

ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに（１）アに掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

（５）自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

（１）イに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

（ア）規模及び構成

（１）イに掲げる業務を行うための航空自衛隊の部隊（人員201名）

（イ）装備

#### ① 航空機

輸送機（C-2）2機、空中給油・輸送機（KC-767）1機、政府専用機（B-777）1機及び輸送機（C-130H）1機

#### ② その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに（１）イに掲げる業務に必要な装備（武器及び①に掲げるものを除く。）

（６）関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）

から、（１）アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をウクライナ被災民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をウクライナ被災民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

#### （７）その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。